

訪問看護医療情報連携加算の算定に関するお知らせ

東京勤労者医療会訪問看護ステーションは、2026 年度（令和 8 年度）の診療報酬改定に伴い、厚生労働省の定める施設基準を満たし、地方厚生局へ届け出の上、医療保険における「訪問看護医療情報連携加算（月 1 回：1,000 円）」を算定します。（※本加算の対象は医療保険のみです）

この加算は、地域包括ケアシステムにおいて、ICT（情報通信技術）を活用することで地域の医療・介護関係職種間でリアルタイムに情報を共有し、より安全で質の高い訪問看護を計画的に提供することを目的としています。

【当ステーションの体制と取り組み（施設基準）】

1. ICT を活用した常時情報共有体制： 厚生労働省のガイドライン等に準拠したセキュリティの情報共有システムを用いて、ご利用者の診療・ケア情報を関係機関と平時から共有し、常に確認できる体制を整えています。
2. 多職種との適切な連携： 主治医、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）、保険薬局などの法人外関連機関 5 箇所以上と緊密に連携し、過去 90 日以内に記録された最新の医療・ケア情報を確認・活用した上で、訪問看護計画に基づいた適切な管理を行っています。
3. 利用者の同意： 診療情報等の共有は、利用者（または家族）が同意された関係者間のみで行います。
4. 個人情報の管理： 診療情報等の共有は、連携機関間の協議に基づき、一元的に管理されたサーバーで保管します。参加者は随時設定可能です。

※ご不明な点がございましたら、事業所へお気軽にお尋ねください。